

# 近世干拓地入植の一断面

——地底銭の運用をめぐる——

はじめに

- 一 地底銭と地底銀
  - 二 塩屋浦新地にみる地底銭
  - 三 地底銭の位置づけ
  - 四 地底銭の運用者
- おわりに

はじめに

有明海と八代海（不知火海）を臨む熊本領の海辺では、加藤氏および同氏改易の後に入封した細川氏の統治期に、多くの干拓地が造成された。開発面積については諸説あるが、有明海側に五三〇〇町歩前後、八代海側に六三〇〇町歩前後といわれている。<sup>(1)</sup> その計数については、現況から再計測することは困難であり、文献資料の突き合わせ・分析に拠らざるをえないが、実態とは若干の乖離がある<sup>(2)</sup>。開発面積の問題は、史料制約から右の面積を一応の目安とし、今

後の研究にまたねばならない。

熊本領の近世干拓は、その造成資本の出所により、藩築開と私築開に区分できる。<sup>(3)</sup> 開（ひらき）とは、開発地という意味で、藩築開は藩の主導・藩費をもって領国の国民民福を図るために開発された。私築開とは、藩築開以外の干拓地、すなわち御側開（藩主の個人開）・藩主一門開・重臣開・手永開などすべてをいい、開発目的は築造者資産の形成といえる。藩築開の資金は、原則的に藩庁が負担するが、資金源は多様で、藩の中央機関である勘定方や引除方、<sup>(4)</sup> 地方行政機関の手永会所、民間からの借入れなどがある。他方、私築開の資金源は、藩主の内帑金、藩主一門・重臣三家（松井・有吉・米田）各々の家政資金、手永や郷村の備荒関連資金などで、幕末近くからは、それらの水平合同的な事例もみられる。

熊本藩干拓の制度的特徴は、農民や商人など一般個人に、築造が許可されなかったことである。しかし、現実には藩政中期以降、開発権をもつ藩主一門や重臣家と結んだ富商・豪農などが、資金提供

内山幹生

や施工を行い、事実上の開発者となった事例もある<sup>(5)</sup>。この禁制を形骸化させるほどのことはなかったが、新田経営を望む富裕な農民や商人などに、それを供給する契機となった経済現象がある。藩政末期、干拓地造成資金調達手法の一つとして登場した「地底銭」(ちぞこせん)の仕組がそれであり、短期間であるが藩築開・私築開を問わず活用された。

地底銭とは、開発主において築造資金の調達を意味するが、出錢者にとっては干拓地への「入植権利益」を意味し、実質的な永小作権の売買という側面は見逃せない。天保期から幕末にかけて、主に八代海の干拓地築立に伴い発生している<sup>(6)</sup>。先行研究は皆無であり、唯一、渋谷敏美氏の『肥後藩の干拓史(前編)』(一九五四)で、「即ち地底銭といつて権利金のようなものを徴収されたこともある」と、わずかに一行ふれられているにすぎない。

地底銭を直接説明した史料は未見であるが、「地底銭」文言の記載された史料は、旧熊本領の中・南部海辺域に散在している。それらによると、藩政末期に、地域限定であるものの、地底銭が干拓資金調達の一手段として機能していたことがわかる。もっとも、干拓地の造成には、莫大な資金を必要とするので、地底銭の仕組で全面的な調達ができるものではない。それでも、事業資金のいくばくかを工事開始以前に調達することが可能となり、民間の余剰資金を干拓事業に振り向ける機能を果たした。

本稿では、地底銭の発生・概念・運用者・その歴史的背景について考察する。現在、地底銭という文言の記載された文書は、地方史料の数をあげるのみで、藩庁の行政文書においては未確認であり、

史料の制約は免れない。もっとも、宇土郡不知火町所蔵『御新地方記録』には、比較的多くの地底銭文言がみられる。同書は、天保期より嘉永五年(一八五二)までの郡浦(こおのうら)手永管内・龜尾村を中心とする干拓新田の村々、周辺古村の動向を記録した村方の文書綴りで、三八〇丁からなり、藩政末期の干拓新田村草創の状況が克明に記されている。この文書を中心にして検討してみる。

## 一 地底銭と地底銀

地底銭の発祥については、『請新地一紙書抜』(熊本県城南町民俗資料館收藏)の中に若干の記述がある。この史料は、杉島手永惣庄屋・成松古十郎の個人的な覚書で、彼の関わった有明・八代両海沿岸干拓工事の概要が記されている。これは、成松が天保十年(一八三九)正月に病死していること、松橋新開(現下益城郡松橋町)と思われる開発予定地検分のくだりがあることから、その晩年天保中期頃の記述であろう。一部を摘記してみる。

### 一 地底銭之事

此儀一通りハ、此間御惣庄屋中請書ニも書上候通ニ御座候處、惣鉢松橋町ニて此節御見立之所々御惣庄屋中集會仕、重畳論究仕候處、地底銭と申銘目七百町之時分を起り居候様ニ承居候得共、今度精々相糺候へハ、七百町ニ地底銭と申出方ハ無之由、尤麓川井手筋費地ニ成候代地を七百町之内を受取候分、遠方ニ懸作廻兼候ニ付、鹿子木初鏡町豪富之面々を聞取候由、是ハ地底銭と申銘目とハ相違仕候、左候へハ地底銭出方之儀ハ、此節初て之銘目ニて諸説区々ニて甚折合兼可申候、一説ニハ折角之

御儀ニ付、地底銭無ニて作廻被仰付被下候ハ、無田之貧民共も御陰を以地方ニ有付、御百姓ニ成立可申と申出候も有之候：

松橋新開は、同町秋岡文書によると、「松橋新開、宇土・下益城海辺新地、天保十年御築立反別田畑百三十五町一反七畝十五歩」で、天保十年築立開始、同十二年竣工とされている。その予定地検分ということであれば、右の史料中「御惣庄屋集會仕、重畳論究仕候」された時期は、天保九年もしくはそれ以前であろう。この御惣庄屋ほかの集りで、「地底銭」のことが俎上に上り、その意味、発祥や是非について論議された。

成松は、地底銭を文政年間七百町新地築造の頃に発生したと承知していたが、鹿子木謙之助をはじめ八代郡鏡町の面々にあらためてその由来を聞いたところ、彼らは同新地に地底銭という資金の出方はないという。しかし、八代の麓川井手筋を掘削したときに生じた「費地」の補償代替地として、被収用農民のために七百町新地の中より応分を充てたが、収用された土地近辺に住んでいた農民たちは、代替耕作地が遠いので、「作廻成兼候」と述べ、かわりに補償金をもらったという。これは、集りの中で論議された地底銭とは異なる。入植に際し権利金の意味をもつのは、「此節初て之銘目」であるという。

筆者は、このときの地底銭問答の混乱を、土地収用時における補償金、「地底銀」（ちぞごぎん）との混同によると考えている。松井家文書「先例略記」（御城御作事并浜御蔵御作事方より稟願）<sup>(8)</sup>に、次の文面がみえる。

…八代御城繕御作事用の土場、当時迄ハ横手村の内ニて壹畝廿

壹歩の畑地ニ相究置、勿論御年貢諸出米共ニ年々村方え相渡シ土を取来申候得共、最早取尽此上土を取申候ては諸作も難成可有御座候付、此節右の土場村方え差返、猶又右村の内ニて下畑壹畝廿四歩地高ニも有之候付、此所土場ニ相究相応の地底銀相渡、御年貢并諸出米ともに年々此方より相立申寄ニて、村方故障無之由御座候：

これは、安永六年（一七七七）十一月、熊本御作事方根取の三名から、八代郡代の林七郎右衛門・同水野伝左衛門に宛てた書状である。支城・八代城の営繕で、多量の粘土が必要になり、土取場を横手村に定めていたが、ほとんど取尽くし、これ以上採取すると後々の作付けも困難になる。よって当該土取場は村方へ返還し、同村内で別の下畑（げばた）が地高もあり、目的にかなうので相応の地底銀を渡し、新しい土取場にしたという。

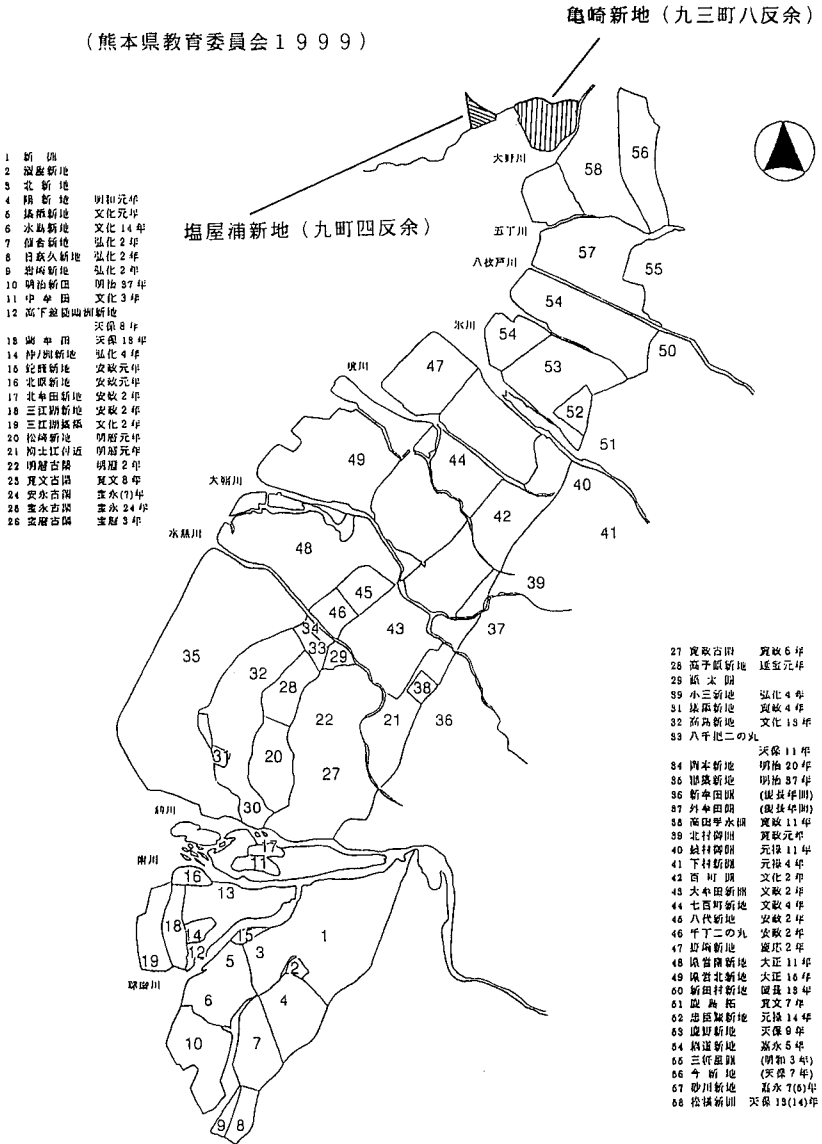
鹿子木ら鏡町の面々は、「地底銭」を干拓新地への入植権利金と認識していたが、成松は、費地の補償金とも入植権利金とも合点していなかった。惣庄屋らは、この会合で地底銭の概略を理解したうえで、地底銭なしに入植を許されると、田地を持たない貧民たちも土地にありつき、本百姓が立つという意見も出た。なお、地底銭を入植権利金と認識した根拠の一端は、前掲引用史料「請新地一紙書抜」の後段にみられる。

…一説ニは、地底銭等これを給シ無之候ハ、成就之上我もくど地方を望押懸、手ニ及申間敷、其上貧民迄各々懸候ても俄ニ作地ニは相成申間敷と申候も有之、又一説ニは、既ニ宇土町杯方ハ豪富之内方地底銭御取立ニ相成候ハ、差出置申度、内々

図1. 八代平野の干拓

『熊本県文化財調査報告』より転載

(熊本県教育委員会1999)



- 1 新 築
- 2 深庭新地
- 3 北 新 地
- 4 陽 新 地 明和元年
- 5 築橋新地 文化14年
- 6 永島新地 弘化2年
- 7 御倉新地 弘化2年
- 8 日飯久新地 弘化2年
- 9 岩崎新地 弘化2年
- 10 明治新地 明治37年
- 11 中 牟 田 文化3年
- 12 高下並築田新地 天保8年
- 13 洲 本 田 天保18年
- 14 神ノ尾新地 弘化4年
- 15 松崎新地 安政元年
- 16 北原新地 安政元年
- 17 北牟田新地 安政2年
- 18 三江助新地 安政2年
- 19 三江助新地 文化2年
- 20 松崎新地 明治元年
- 21 阿比江口近 明治元年
- 22 明徳吉備 明治2年
- 23 寛文吉備 寛文8年
- 24 安永吉備 安永7年
- 25 安永吉備 安永24年
- 26 安永吉備 天明3年

- 27 寛政吉備 寛政6年
- 28 高子飯新地 延宝元年
- 29 飯 太 開
- 30 小三新地 弘化4年
- 31 築橋新地 寛政4年
- 32 新島新地 文化15年
- 33 八千代二の丸 天保11年
- 34 洲本新地 明治20年
- 35 旭島新地 明治37年
- 36 新牟田原 (康長平開)
- 37 外牟田開 (康長平開)
- 38 南田牟田開 寛政11年
- 39 北村開 寛政元年
- 40 越村開 元禄11年
- 41 下村開 元禄4年
- 42 西 川 開 文化2年
- 43 大牟田新開 文政2年
- 44 七百町新地 文政4年
- 45 八代新地 安政2年
- 46 千丁二の丸 安政2年
- 47 岩崎新地 慶応2年
- 48 築橋新地 大正11年
- 49 筑前北新地 大正16年
- 50 新田新地 慶應19年
- 51 鹿 島 新 地 寛文7年
- 52 志原新地 元禄14年
- 53 鹿野新地 天保9年
- 54 島道新地 嘉永5年
- 55 三折新地 (明治3年)
- 56 牛 新 地 (天保7年)
- 57 砂川新地 嘉永7(9)年
- 58 松橋新開 天保15(14)年

八代平野の歴代干拓完成図

伺出共有候之由、近年地方高直ニ付てハ、一統同様心懸可申と相見候得共、右之通ニ成行候へハ、詰り御新地之潤豪富之手ニ

集、貧民ハ程々二重年貢を相拂候様、成行可申と歎出候も有之、右之境如何様共決着仕兼居候間、宜敷御詮議被仰付度奉存候、

松橋新開入植に際し、地底錢を無用にすれば人々が我もく〜と押しかけ、手に負えるものではない。そのうえ貧民まで一緒に押しかければ、耕作地にすることは困難という。また、宇土町などの富豪から、地底錢を集めるのであれば差出したいと申し出がなされた。

近年の耕作地代高騰については、会同の惣庄屋一同留意すべきことと了解していたが、右の申し出を受けると干拓地の利益は、最終的に富豪の手に集中してしまう。そうなれば、貧しい農民たちは小作に出るより途はなく、地底錢を上乗せして小作料を納める結果となり、二重年貢を納めるようなものだ、という歎きも聞かれた。

救済されるべき貧民たちではあるものの、現実的には、多数の貧民に新地を細かく分割することはできない。さらに、彼らを入植させるとすれば、農具・家・種子・食料などの営農手段を講じてやらなければならぬ。これは財政難のおりから不可能であろう。営農手段を与えて貧農を入植させるべきか、富裕階層より地底錢を徴収し、彼らの入植権を承認するのか、惣庄屋ら鄉村指導者のジレンマは、この点にあった。しかし、「貨殖」の蔓延という天保期熊本藩の時代的風潮から、窮民救済を重視するよりも官利性・事業性が優先されたのは、当然の帰結であった。

## 二 塩屋浦新地にみる地底錢

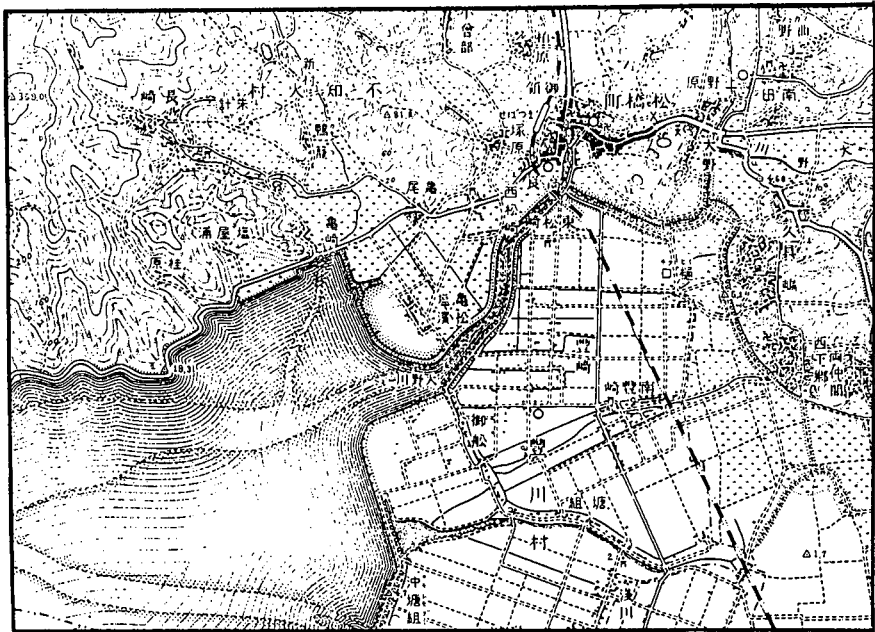
旧宇土郡長崎村地先の塩屋浦新地九町四反九畝は、天保十二〜四年（一八四一〜三）にかけて築造された。事業主は、宇土方（宇土支藩）と思われていたが、『御新地方記録』に収載の奉願寛綴に、同新地の地底錢延納を願った文書があり、その名宛ては、樋方と引除方である。いずれも本藩の機構で、本方の資金で開発をすすめたとみられる。願書の書かれた理由は、弘化二年（一八四五）現在、塩屋浦新地の経営がうまくいっていないためであった。高良村地先の龜崎新地九三町八反と斜向かいに接し、ほぼ隣接地といえる場所柄であるが、宇土半島頸部よりやや西方に位置し、半島南部の干拓地に特有な三角形の形状をとる。小さな入江の突端をむすび築堤して干拓する手法で、天領天草に類似が多い。玉名・飽田・下益城・八代各郡の干拓地と比較すれば格段に小規模である。<sup>10)</sup>

龜崎新地と比べれば、大野川のような河川もなく、運搬土砂の冲積作用もないので干潟の発達が遅い。断崖の地先を開発する結果となり、岩窟や岩原など耕地化に不向きな場所も多く、効率的な造成が困難であった。弘化二年に至っても、「三町貳反三畝貳拾七歩」が未完成で、作付面積は造成面積の四二％程度と、開発そのものが疑問視されるような状態であった。そのうえ堤塘工事に不備な点があり、「岩窟并江塘際地低、二ヶ所にて涸潮之砌は、潮入ニ相成毛付難成ヶ所々々」という場所が、「壹町四反四畝廿四歩」生じた。

さらに、天保十四年九月三日の高潮で破壊し、「御新地内数日潮下ニ相成、其後猶開明毛付仕候得共、当年迄塩氣拔兼、其上田方養水

## 図2. 塩屋浦・亀崎新地

(明治三四年陸軍参謀本部測地部製より転載)



及不足」という事態になる。開発地本来の悪条件による耕地整備の遅れ、破堤による塩害の残る中で作付を行なったが、灌漑用水も不足し作柄不良となった。それで地底銭の納付ができなくなり、延納を願い出たのである。以下、願意をまとめる。

(1) 塩屋浦新地は、総面積九町四反九畝である。岩窟や江湖塘の付近三カ所より潮入りし、作付が困難であった。該当する一町四反四畝二四歩に相当する地底銭を、「暫御疊被置被奉申候様奉願」と申し入れた。

(2) 右の潮入地と龍神社々床、井手・堤塘破損により水没した費地、井樋番への付地、未整備の荒地等を差し引いた残り四町一反五畝二歩が、「當巳年(※筆者註・弘化二年)田畑毛付畝」であった。

(3) 毛付畝(耕作地部分)の地底銭は、一反当り銀一五〇匁で、総額六貫二三五匁となり、その半額三貫一七匁七分五厘を当年(弘化二年)暮に納付したい。残二分の一は、「来午暮迄御延方被仰付申候様奉願候」という。

(4) 江湖塘際の潮浸しとなった所や、岩窟・岩原近辺を宛てがわれた農民たちは、作付したものの収穫ならず、「差寄開明出来兼候分は、地底銭救立の見込無御座候間、暫御疊被置申候様奉願候」と暫時の延納を申し入れた

この願いが聞き届けられたか否かを示す史料は未見である。

この事例では、開発された新地から上がる生産物により、地底銭を納付するという構図がみられ、必ずしも入植前に完納するという建前でなかったことがわかる。このことは、築立(造

成 費用の一部を、地底銭で調達予定していることから、その受け入れ時期が繰り延べされれば、当該工事の費用支払に齟齬をきたすことを意味する。塩屋浦新地に限らず、完工後の資材調達明細・支払明細等を網羅した工事決算書というべき性格の史料は見当たらない。当時の土木工事請負や支払慣行にふれる問題であるが、荒積(概算見積書)や資材の調達に関わる諸史料の中から、支払条件についての一端を知ることが可能である。

(1) 覚

今度大小石、天草を御取出之御見込ニ付、私共天草表ニ罷越、天草之模様次第ニては長崎にも罷越候様ニて、可有之哉之段、御内意之趣奉得其意候、然處私共儀成共、日此方一先天草江罷越、彼方大庄屋ニ懸合、申出之趣を以奉伺、御差図之上長崎江罷越申度奉存候、依て左之通奉伺候、

一 大小石代、大数千貫目之内、三ヶ一程も米にて被渡下候様ニと申出候ハ、如何返答仕可申哉之事、但千貫目之内三ヶ一、大抵米四千俵餘ニ相当申候事、

一 今度天草を大小石遣候替りニ、後年凶作等有之節、此節御築立之新地出来申候米雜穀等、其年之御相場を以被渡下候様ニと申出候ハ、如何返答仕可申哉之事、

この史料は、天保九年(一八三八)十一月、郡浦手水惣庄屋郡浦新五左衛門と五町手水惣庄屋坂梨順左衛門から、両手水を管掌する鮑田・宇土の両郡代に提出された伺書である。藩宮干拓地築立のため、天草より大小の石材を調達するが、その代金はおよそ銀千貫目へのぼり、交渉相手(天草の大庄屋)から代金の三分の一を米で支

払要請された場合、また代金全額について、「此節御築立之新地ニ出来申候米雜穀等」を将来の収穫時に、その時の相場で引き渡すよう申し出がなされた場合、という想定される二つの支払条件に対して指示を求めている。

惣庄屋両人の懸念は、天保七年以来の急激な米価変動にある。米一石当り銀相場の推移をみると、

天保七年 八二 一四七、九九

〃 八 八九、一 二三八、五〃

〃 九 八七、九 一三三、五〃

〃 十 六三 一三三、九〃

(三井文庫編『近世後期における主要物価の動態』より)

天保八年の騰勢率は、二六七%に及んでいる。石材の売渡条件が今回築造する干拓新地からの産米で支払うという約定になれば、たとえば、数年後の収穫米となり、その将来の米相場を適用することになる。米相場が下落となれば、引渡す米穀が二倍の量にもなることが予想されるので、伺いに及んだものである。これは変形の先物取引ともいえ、売手側が米の価格変動リスクを回避するため、先物取引的決済条件を提示するという、近代的な思考がなされていることに注目したい。

築堤工事に使用される大量の石材取引については、このような支払慣行が生じていたようである。前掲の「覚」における開発予定地は、宇土平島南岸域から下益城郡松橋・小川に至る海辺地先で、付属する荒積には、

一 惣御入目銭三千三百拾貳貫六百貳拾目四分

一夫九万三千拾三人

一明儀五拾八万千四百拾四俵 右貳稜潮留入用分

惣荒畝六百六拾七町四反貳畝拾貳町 (中略)

一割石四拾四万六千八百五拾九

一粟石老万七千七百九拾六坪四合五勺五杓

の諸計数がみえ、その広大な開発規模が窺われる。総工費三三二二貫目のうち、石材費千貫目は三割を占める。その他の現銀支払項目は、日雇人夫の労賃、大工手間賃、石工手間賃、水門造用・竹木・沈床用粗架材などであり、七百町新地築造時の石工と大工の仲間賃をみれば、ほぼ資材費(石材・竹木等)に見合う金額である。<sup>13)</sup>

右の開発予定事案と同時期・隣接地域・藩築開という共通項から、単位面積当りの築造単価をほぼ同一と仮定すれば、面積比(七〇対一)により、塩屋浦新地の総工費は概算四七貫目程度と推定される。石材費の割合を三割程度とすれば、その代金は十四貫目前後となるが、実際には難工事のうえ、高潮による破壊も加わり、当初見通しよりも相当の増加をみた。<sup>13)</sup>

天保期を通じ八代海沿岸には、藩築・私築の干拓地が多く開発され<sup>14)</sup>、領内産の石材は供給困難となっていた。塩屋浦新地の築堤材料は、同新地が小規模ということから、近くの戸馳島・藩宮石場産で賄っている。さきの延納願によると、作付をしたが収穫できなかったところもあり、干拓地の生産物を地底銭となし、造成費用に充てるという開発者の意図は成り立たず、そのままでは石材代金の支払に支障を来す。しかし藩宮の干拓であり、債権者(戸馳石場)も藩の機関ということから、地底銭納付義務者である農民たちに、何ら

かの金融的措置を講じ、事態を収拾したとみられる。<sup>15)</sup>

つぎに、地底銭納付についての諸事象を、この延納願いに沿って書き出してみよう。

① 納付対象地は、干拓地内の神社床地・費地・井樋番への給付地、未完成区画を除く、「耕作可能区域」である。

② 神社床地・費地・井樋番地への地底銭免除については、村方管理区域であり、村方より申請がなされた。

③ 一反当り「銀〇〇匁」で計算された。<sup>16)</sup>

④ 現銀納付であるが、必ずしも入植前に一括納付を要するものではなく、入植地の収穫を引当てとする場合もある。

⑤ 入植後、風災・高潮など、被災の程度によっては、分割納も可能であった。

⑥ 願文の発起・記名者は、関係村の庄屋と村方の新地築造管理者で、出願先は惣庄屋である。塩屋浦の場合、最終名宛ては櫃方と引除方(資金担当機関)連名となっている。徴収の取りまとめは庄屋が行っており、地底銭の流れは、地底銭納付者即ち耕作権者(現実の耕作者と必ずしも一致しない)↓村方↓手永会所↓藩庁とみられる。

弘化二年、塩屋浦新地の地底銭は、一反当り銀一五〇匁であった。隣接する亀崎新地の弘化三年(一八四六)の事例では二〇〇匁である。この五〇匁の差は、双方の耕作地面の地力・生産力の格差によるものであろう。反当地底銭の決定は、塩屋浦に限らず、村方と手永会所において地床そのものの良否、灌漑用水の利便や充実などを勘案して決定され、收受やその周辺実務は手永会所を中心に執行さ



れている。<sup>(18)</sup>

藩政末期、地底銭が干拓地造成資金の一調達手段として機能したことを述べた。しかし、その收受状況など、具体的なことは不明である。造成費用総額のうち、どの程度を地底銭によって調達したのか。だれがどの程度出銭し、いかほどの耕作地を得たのか。そして彼らの農業経営規模拡大にいかなる影響を与えたか。これらは、今のところ史料制約により、明らかにできない。具体的な地底銭出銭に関わる二つの史料を紹介するとどめておく。

〔史料A〕

河江松橋尻新御開一紙<sup>(19)</sup>

錢七百八拾八貫八百五拾三匁五分七厘

塘手惣御入目銭

同五拾貳貫六百四拾貳匁九分貳厘

水門御入目銭

同六拾貫五拾目四分

小屋建方并諸道具、筆紙墨賄造用諸雜費共

同拾五貫目

潮留諸品諸造用共

惣合九百拾六貫五百四拾六匁八分九厘

之内

内 百六拾九貫貳百貳拾五匁

四拾八町三反五畝八反二貳百目  
四拾八町三反五畝 反二百五拾

目地底銭見込分(傍線は筆者)

残七百四拾七貫三百貳拾壹匁八分九厘

惣敷數貳百五拾壹町五反壹畝拾貳歩 (後略)

河江松橋尻新御開とは、後の松橋新開と新田出村新地のごとで、藩宮干拓である。いずれも天保十一年(一八四〇)〜四二)に竣工しているが、記録者成松古十郎は天保十年正月に死去しており、本文書は晩年に筆記された概算見積書とみられ、計画の実施段階で各々別途に施工されたものと考えられる。

天保九年当時、金一兩の銀相場は五九、八匁(三井文庫編『近世後期における主要物価の動態』)であり、総費用九一六貫目強は、金一万五三二〇両ほどに相当し、うち一六九貫目強(二八三〇両ほど)を地底銭で調達する計画になっている。全体の二割に満たない金額であるが、出銭者は町方・村方の有力者で、彼らは別途に寸志金を拠出していることを考えると、藩政後期の海辺開発は民力に頼ること大であった。計画面積は二五一町五反強で、そのうち九六町三反五畝(総開発面積の三八%)について地底銭を募集する計画であるが、その二分の一は反当二〇〇匁、他の二分の一は同一五〇匁となっている。これは、地面配置の利便性、地面そのものの善し悪しを斟酌してのこととみられる。

〔史料B〕

御内意奉願覚<sup>(21)</sup>

松橋高良海辺(両)御新地御築立ニ付、私儀御用懸被仰付罷出相動候ニ付て、御心付として御錢五百目被為拝領難有奉存候、私儀鹿島尻御新地え別紙之通出百姓奉願候ニ付、御新地御用懸中無禄にて御奉公仕候、内存にて御座候間、右被為拝領置候五百目、直ニ御新地御入目銭之内ニ指上申度奉願候間、宜敷御内達被下

候様奉願候、

一別紙通出百姓奉願置候處、また如何様共被仰付七百町御開闢築立之節出百姓之儀、地底錢無<sub>ニ</sub>テ何連茂地方被為拜領候處、此節御新地出百姓之儀は一統地底錢被召上候由<sub>ニ</sub>御座候、右<sub>ニ</sub>付ては委細口上を以奉願候間、願之通御免許仰付被下候様、重置宜敷御内達被下候様奉願候、

右之趣宜敷様御内達被下候様奉願、此段覚書を以申上候、以上、

天保十一年九月 伊藤一八 (傍線は筆者)

出願者は、農業経営を行っている郷土である。松橋高良海辺<sup>まろはせこう</sup>両御新地とは、松橋新開と亀崎新地のことで、その築立の際に御用懸をつとめ、心付として錢五〇〇匁を拜領している。鹿島尻新地でも同様の役をつとめていたが、出百姓(入植)を希望するので「無祿」で出仕した。文政四年(一八二二)、七百町新地築立のときは、出百姓に際して地底錢は必要なかったが、「此節」(天保十一年)は地底錢を召上げられているといい、拜領錢五〇〇匁を鹿島尻新地への寸志もしくは地底錢に充當願いたいという。藩政末期には、伊藤一八のような富裕農民の農業経営拡大の入植が少なくなかった。

### 三 地底錢の位置づけ

地底錢の性格規定について検討してみよう。松橋新開の予定地検分の際、関係手永の惣庄屋らが会同して討議を行ったが、彼らの地底錢についての理解は一樣でなかった。熊本藩の惣庄屋職とは、在方の最高職で、代官相当職である。その彼らの理解が徹底していないということは、藩庁から令した上納金とも考えられない。前掲史

料、伊藤一八の「御内意奉願」は、惣庄屋宛てに提出されたものである。傍線部分にみるとおり、当時、干拓地へ入植する際には、手永会所へ地底錢を納める仕組があった。しかし天保期以降に開発された全ての干拓地に對し、それが実施された形跡はない。これは、賃租体系にあるものではないということになる。

熊本藩の農政関連文書類に、「地底錢」という文言は見あたらない。藩庁主導により、多くの干拓地を造成しているのに藩庁記録に地底錢という文言を見いだし難いのはなぜか。筆者は、このことを、当時の「貨殖」という藩内の時代的風潮を背景とし、民間主導で発生した経済事象であるからと考えている。前掲史料Aの傍線部分に「四拾八町三反五畝ハ、反ニ貳百目、四拾八町三反五畝反ニ百五拾目、地底錢見込分」という記載があり、資金調達計画の中でも重要な要素となっていたのである。

地底錢には利権構造がみられる。「請新地一紙書抜」に、豪富の面々からの要請をいれ、地底錢出錢を容認すれば、干拓地から生まれる利益は、救済を必要とする零落農民に行き届かず、豪富の面々に集中するという危惧が述べられている。地底錢を納付できる者が入植(居住・通い耕作)の権利を得るからである。自ら入植するか否か、彼ら自身の事情による自由裁量であり、小作人を入れることも広く行われた。つまり、古村の自己耕作地以外に、地底錢で干拓地に耕作権利地を得て、小作人を配し、経営規模拡大を図っていたのである。これは、干拓新田の生産力と長期に亘る免租期間(鎌下年季)に預かっていたといえる。天保後期の八代海北部干拓新田における反当り上納米・徳米水準をみてみよう。

隣反御開<sup>(23)</sup>反別

- 一 監物殿大野開徳米反 四斗七升
  - 一 御同人久具開反 三斗九升
  - 一 御同人下郷開反撫反 四斗七升
  - 一 三軒屋御開 銀反拾六匁を米ニ直 式斗九升
  - 一 織部殿三軒屋開撫反 五斗
  - 一 小川尻手永開 徳大豆式斗五升を米ニ直 壹斗七升
  - 右六ヶ所撫三斗七升餘ニ當ル
- 右の六新地は、いずれも私築開である。最高で反当五斗、最低で一斗七升と、相当の幅があるが、最低の小川尻手永開とは、後世の新田出村新地のことで、天保十一年河江手永によって開発された。徳大豆式斗五升というのは、この反別調査の時点が、竣工後間もない頃のこと、稲作ができずに大豆を植え付けていたためである。次に藩築開をみてみると、

- 一 田五斗四升式合式勺五才 鹿嶋御開
  - 一 畑三斗七升五合 水川尻御開
  - 一 田三斗四升四合
- という水準であり、藩築開と私築開との差はほとんどない。開発地の熟田化・生産力の上昇に応じて漸増するが、最高水準で反当七斗前後の事例がみられる。<sup>(24)</sup>
- 地底銭出錢農民の経営内容については、現時点において適切な史料を欠いているため、明らかにできない。かわりに、干拓新田の一般的収支状況の検討により、概括的な収支構造をみておきたい。干拓新田の収入源として、厳密には、田作・畑作・塩作があるが、米

に単純化された石盛を基礎にして検討してみる。

八代海沿岸干拓地の生産力は高い。文化二年（一八〇五）百町開、文政二年（一八一九）四百町開、同四年七百町開（いずれも藩築開）における石盛をみてみよう。<sup>(25)</sup>

表1

干拓新地	田畑面積	石盛	撫反	上納米（撫反）
百町開	一〇一町五反	一六二四石	一石六斗	五斗
四百町開	三三七七	五〇六六	一〇五	五
七百町開	五六三〇四	七九八二	一〇四	四〇五升

反当生産力は一石五斗前後という高水準である。右の干拓地を擁する八代郡の明治十八・九年（一八八五〜六）産米高統計では、山間部の低生産地帯を含むにもかかわらず、それぞれ反当り一石五斗八升、一石七斗三升となっている。<sup>(26)</sup>

右の事例から、八代海々辺の一般的な干拓地の産米を、反当り一石五斗と仮定しよう。上納米又は徳米五斗とするが、鎌下年季により当面は無視できる。その他、諸役米・救恤備米・営農経費で合計四斗とすれば、余米一石一斗が想定される。自作農が一町の耕作地を持つ年間十一石の余米となり、天災がなければ不足のない農業経営が可能である。

一方、自ら入植せず小作人を入れる場合は、余米十一石の中からの小作料取得となるが、その水準は、年貢未進に関わる土地売買・質入れ等に起因する奉公人的雇用関係、親族内親方子方の関係など、彼我相対の事情によって決定されることが多かったとみえ、<sup>(27)</sup> 様ではない。天保期で反当り二斗前後は確保されているところから、地

底銭を納付して小作人に下作をさせた場合、歟下年季明け後でも、経営的に十分成り立つものであった。以下にまとめてみる。

反当り地底銭を銀二〇〇匁、割渡し面積を一町歩とすれば、この地底銭総額は二貫目（約三三兩）となる。歟下年季を最短の三年とし、上納米・徳米五石は四年目からとする。反当り産米を一石五斗と仮定した場合の一般的経営モデルを想定すると、

〔収入〕米十五石

〔支出〕上納米・徳米なし、諸役米・救恤米・営農経費合計四石、

小作人の取り分を四石と仮定

差引残は七石となる。一石当り米価を一兩とすると、歟下期間中の粗利益は、累計二二兩に達する。四年目からの年間粗利は、上納が始まり二石に低下するが、投資未回収分の十二兩は、以後の六年間で回収可能である。償却期間九年の単年度平均投資運用利回りは、一割一分超で、比較的有利な資金運用であった。

地底銭の仕組は、私築開の築立にも利用された。八代城代松井氏の干拓事蹟に、天保十四年（一八四三）開発の植柳沖水島新地があり、地底銭が出銭されている。明治九年（一八七六）松井家より熊本県令安岡良亮に提出された報告書、『海辺新地御布達之趣に付御達』<sup>(28)</sup>に、該当部分をみてみよう。

天保十四年卯年築立 章之

一 植柳沖水嶋新地 八拾三町九反七畝貳拾老歩

右祖父山城督之へ給候新地床の内此處に際目相願候處、従前高田郷より催合に築造致度談話に付、八拾町宛て相願許可に付築造仕候、地租収入発端よりの儀、相分兼候、御一新以来八分通

所務仕候、且地所之儀、地底銭一反分に付、旧藩札百五十目宛受取築費の内に相成候に付、出銭の面々え受持せ候、

（傍線は筆者）

高田郷（高田手水）から松井家に催合（もあい）築造願いがあり、共同で築造された。その際、一反歩当り一五〇匁の地底銭を受入れて築造費用に充当し、工事完了後は出銭の人々に応分の土地を分割した。地底銭の受取証文を掲げる。

證文

畝数拾町 此地底銭貳拾貫目 但壹反に付貳百目宛

右は高田手水植柳村懸水島御新地塘手為御普請料地底銭、右之通指出ニ相成、儲ニ受取申候、然上は地割相済次第御希望のケ所ニて、右の畝数永久請持御割渡可被仰付候、勿論往々塘手養水井樋橋等損所之有候ても、御普請料及御出方不申如何様の儀有之候ても、地方讓房被仰付間敷候、万一此節築留出来兼候節は、新年田海士江冲手永井百目八升徳米ニ当り候丈ケノ地方、代地ニ引渡可被仰付候條、為後證御郡代衆御付紙申請證文指遣置申候処、如件、

高田会所

天保十四年十一月

小林英左衛門（傍線は筆者）

本紙之趣承届候 以上

（付紙）

八代

坂田重右衛門殿

卯十一月 御郡代

印

橋本九右衛門殿

坂田重右衛門と橋本九右衛門は地底銭の出し手で、小林英左衛門は高田手水の惣庄屋である。坂田は植柳村、橋本は文政村のいずれ

も郷土であり、一〇町歩に銀二〇貫目(約三三〇兩前後)という地底銭の規模からは、干拓新地経営への強い意志がよみとれる。地割が済み次第、希望の箇所を永久に受け渡すことを、「被仰付候」といい、万一この新地が築造ならなかった場合、近辺の干拓地を代替地として引き渡すという。そして私築開にもかかわらず、「本紙之趣承届候」という八代郡代の確認書が付されている。この付紙は、立会人的意味とみられ、出銭者の債権保護に関わっていることに注目したい。

松井家は、開発予定地の地床(海辺干潟)開発権を拝領しており、開発許可は藩庁から受ける。資金はある程度両者で負担し、さらに八代町方より寸志(現銀・資材)を受付け、労働力は高田手永をはじめ、松井家知行の村々より動員した。それでも全体の築造資金が不足すると見積もられる場合に、地底銭で調達を図ったとみられる。

以上のように、「地底銭」は、年貢や物成・冥加金・上納金の類とは明らかに相違している。それは、干拓地への入植を許可するに際し、応分の築造費負担をさせるという意味に加え、近世末期、熊本領海辺町村の資金ポジションの反映という側面がある。主として富裕農民層(農業経営を行う郷土を含む)の余剰資金が、農業経営規模拡大を指向し、干拓地の利権獲得を目指したものであった。

近世熊本領内の干拓地は、事実上一物二主の状態にあり、開発主が「領主」であり、入植権利者は、強力な小作権を持つ地主にたとえられる。人々は割渡し地の永世耕作権、つまり永小作権を得る目的で地底銭を出したのである。それは、藩築開・私築開を問わず、藩庫に入ることもなく、築造資金の一部として費消された。

#### 四 地底銭の運用者

先行の学説では、「近世後半に建設された新村は、古村の過剰な人口、無高百姓にまで分解された農民を収容・定着せしめ、高持百姓からなる近世的村落に準じた永小作農の村落に再編成して、近世的村落の崩壊をひきとめて、その存続を延長したものである」といわれる<sup>3)</sup>。この見解は、熊本領の海辺に開発された干拓地にも一般的にあてはまる。しかし、それを時系列でみていくと、かなり異なった様相が窺われる。たとえば、化政期以降から天保年間に築立された八代海の干拓地には、どのような人々が入植したのか。通説では、「古村の過剰な人口」、高持百姓の次・三男など部屋住みの者、そして「無高百姓にまで分解された農民」、つまり土地を失った零落農民とされる。以上の一般化は可能であるのか。

八代海周辺干拓地への一般的な出百姓願いは、八代郡鏡町「鹿子木文書」(熊本県立図書館蔵)中に多くみられ、冒頭の部分は、おむね次のような形式をとる。

高子原村 彌四郎 家内三人

無高者にて兄弟一所にて居申、諸方出掛日雇稼を以渡世仕候、御新地御築立三付、日雇稼ニ罷出、地方御渡被下候様ニ奉願候  
 処、田畑一町歩為拝領下仕候、(後略)

彌四郎は、無高の農民で兄の所に同居している。日雇稼ぎで生計を立てていたが、四百町新地の築立に際し、夫役により干拓労働者として働き、田畑一町歩の永世耕作権(永小作権)を拝領し、新田農民となった。このケースが近世後期の熊本領干拓地入植の典型で、

最も多い入植形態である。四百町新地築立の二年後（文政四年）に七百町新地が竣工したが、この時も周辺諸村に出役が課せられ、彌四郎と同じような立場の農民が常勤労働者として精励し、その多くが自作農として入植している。

天保期に入り、松橋新開の企画段階をみると、「既ニ宇土町杯方ハ豪富之内方地底銭御取立ニ相成候ハ、差出置申度、内々伺出共有候之由」と、宇土町在の豪富の人々より、地底銭出銭の意思表示がなされている。彼らは、自ら入植して耕作をするのではなく、耕作権を手中にして小作人を入植させるか、通い耕作に出す算段である。この、「豪富之内」とされる人々は、商業者や古村の富裕農民などであろう。古村農民の両極分解が一層激しくなり、破綻農民が増加し、新田経営の労力として吸収されうる状況が天保期の熊本領内に生じていた。文政一〇年より天保九年（一八二七〜三八）までの損耗高および年貢免率をみてみよう。<sup>32)</sup>

表2

年度	損耗高(石)	御蔵納	御給知
文政十	二七万五九〇七	三つ八分六朱	三つ八分
十一	三七万八四九	三つ八分六朱一厘	三つ八分
天保	一六万一七三二	三つ八分六朱一厘	三つ八分
元	三六万六五六〇	三つ八分五朱八厘	三つ八分五朱八厘
二	二九万一二三四	三つ八分五朱八厘	三つ八分二厘
三	二二万三九〇三	三つ八分五朱九厘	三つ八分二厘
四	二〇万三六七九	三つ八分六朱	三つ八分二厘
五	一六万八四四三	三つ八分五朱七厘	三つ八分二厘
六	二六万三五一九	三つ八分五朱七厘	三つ八分一厘
七	三十八万八九七二	三つ八分二朱六厘	三つ八分四厘

八二〇万七〇〇	三つ九分九厘	三つ八分六朱四厘
九三七万六二〇	三つ九分九厘	三つ八分六朱四厘

一二年間の平均損耗高は、二二六万五五九四石である。損耗高が一六万石であれ三八万石であれ、請免制のもとに、免率はほぼ一定しており、年々の作況によって加減すること、その採用の主旨からして考慮の外である。横井小楠のいう、「収斂の政」そのままであった。藩財政は、宝暦の仕法以前で収入三五万石、支出四二〜三万石前後であったという。<sup>33)</sup>例年七〜八万石の欠損となり、大坂商人などからの借銀で繰廻していた。宝暦・明和の仕法の骨子は、支出を三五万石以内におさえ、収入を支出より上廻らせることである。<sup>34)</sup>しかし、儉約令を数次にわたり発布しても支出の圧縮はならず、年々増加して、天保三年（一八三二）四〇万二千石、同九年（一八三八）四二万五千石となる。<sup>35)</sup>

単純計算で実高を七五万石と仮定し、平均損耗高二六万五千石を差し引くと、四八万五千石となる。御蔵納の免率を四分とすれば、その積（年貢収入）は、一九万四千石となり、他に小物成・冥加金等を合算しても、差引き一〇万石超という巨額の財政赤字となる。この収入不足を補うため、文政後期より天保期を通じ、貨殖と産物振興・寸志の奨励が主要な政策となった。この時期の藩内事情を、横井小楠の『時務策』にみてみよう。<sup>36)</sup>

横井は、家中・町方・在方の生活ぶりを、「御國は二十年前より世界の不作に因て米價次第に騰上し、加るに西の年の凶荒に因て夥敷金銀入り込み、一昨年迄は、米價格別に引下げず持ち越したれば、

上下士民共に富有の心に成り、自然に衣食住の張り出し、過分の奢美に陥入り、當時の姿にては、三部の繁華に少も劣る事無し」とい(37)い、上下士民をあげて華美の風に馴染んでいる様子を批判している。

さらに、「扱其節儉の本と云は聊も官府に利する心を捨て、一國の奢美を抑え士民共に立ち行く道をつけるを云事なり、凡て是迄被<sub>レ</sub>仰出たる節儉は、上の御難洪に因て諸事御取<sub>レ</sub>に被<sub>レ</sub>及、御家中手取米を減ぜられ又は町・在に懸け寸志銀を取らるる道行にて、一ト口に云えば、上の御難洪を下より救ひ奉る故に節儉を行はせらるゝと云筋に當り、是は節儉と云ふに無く収斂の政と云ふものなり」と述べ、上の難洪を下々の節儉で救済するものとし、ときの藩政を厳しく糾弾した。

さらに榎方をはじめとする貨殖の横行に言及し、「産出の幅約合わぬとて、出方の幅を縮めずして貨殖の扱いをなし、債いを外に取<sub>レ</sub>りて不足を補ふ、是収斂の者の仕事にて士民の心を失ふ第一の悪政なり」と、財政の不均衡を、なりふりかまわぬ貨殖で乗り切ろうとする政策に厳しい目をむける。その政策基盤のひとつ、文化十一年(一八一四)の拝借銀取扱仕法をみると、

御家中其外在中拝借等之内、御本方御出方被差支、諸間割合を以拝借被仰付儀ニ付、御座候處、左候ては一ト稜之拝借も所々ニて取扱手数懸候事ニ付、左之通、

一御家中御役ニより家建継料拝借、御本方御出方分引残都て榎方御受持、

一御家中火水風之災害ニ付て之拝借、御本方御出方分引、残榎方受持、

一在中零落所拝借、御本方御出方分引、残小物成方受持、

一在中火水風災害ニ付て之拝借、御本方御出方分引、残小物成方受持、(後略)

とあり、御家中への貸付や、在中への貸付分担が明示され、この當時は、家臣向けに勘定方と榎方、在中向けに勘定方と小物成方が関わっていたことがわかる。

凶作やそれに伴う連続的インフレ政策により、町方や農民の分解していく様相は、次の文章に窺われる。「…近年は御作事所にても拜借錢を出し咫尺の地も官錢を出さざる處無く、國を擧て聚斂の利政に因み、御家中は大抵無手取りに成り、町・在は利息の取立に苦しみ或は家藏を封印し又は田地を引上げ渡世を失ふ者夥敷、誠に苛政は虎よりも猛しと云ふ古人の言、今日の有様にて、仁人君子よりは是を見るに心肝を消す可き勢なり」。榎方・小物成方・平準方・蠟<sub>ノ</sub>所など、従来より国産政策を行っていた役所のほか、近年では、御作事所や手永会所でも積極的に貨殖行為をしており、町方・村方は、その利払いに苦しみ、家屋や田畑を失うこと夥しいという。その一方で、町方や村方にも貨殖に励む人々が多くなっていた。この時期、他領の干拓地でも同様の動きがみられる。

尾張国海西郡(現在の海部郡飛島村)に、「草切」・「草切又掟」とよばれる干拓新地の耕作権がある。柳河藩や熊本藩の干拓地にみられる強力な永小作権ではなく、権利売買の慣行があるので、慣行小作権といわれている。同地の大宝新田界限の農家経営や又小作の状況を記した安政六年(一八五九)『農稼録』によれば、

草切又掟といふハ、素より内証の私事なりしか、近頃殊の外流

行し、段々烈く成行まゝに、地主よりも其加地子利合に能とて、反畝高料に売買する由なり、此草切といふ名目ハ、開発の時、堤ハ上より御築立遊され、地代金を上納して地主より悉地直の普請をし、其田畑を小作人へ割付たるに、初ハ葎原などの茂くあるを、其艸の根を切取て作りを、初めしといふまでの名目にて……

という。新田開発の際に入植し、土地保全のための諸工事を請負うことによつて得た耕作権である。

次に、同書から安政年間の尾張地方における、「貨殖」をみてみよう。

小作といふハ、其地主より一ヶ年預りの請作にて、田畑を預り作る物なるが、其作人の名前、譬ハ老反歩権兵衛が作る田を内輪にて八兵衛に下請させ一ヶ年貸す、上作とて米三升か五升とか定て取事也、近年流行するに随ひ段々増長して、此上作を一反歩ニ老斗も老斗五升も武斗も取事となれるよし、

小作人が他者へ又小作に出すという状況を示している。又小作をする者は、生活困窮者で、草切という名目も質入れしたり売却したりで、他人の手に渡っている。八兵衛は権兵衛に頼んで小作をしたいと生計が立たず、権兵衛の要求するとおりの小作料を出して土地を借りざるをえない。

小作人権兵衛は、草切の権利を質に取り高利で金を貸し、質流れで権利を手に入れ、それを又小作に出して利益を得るのである。ここに、熊本領における地底銭にまつわる利権構造との共通点がみられる。

八代海では、天保期に十一、二カ所、合計千町弱の干拓地が造成された。これらに入植した農民は、通説にいう本百姓の次・三男など、部屋住みと零落農民だけではない。町方・在方で両極分解をした上層に位置する人々も、数多く入植（もしくは入植権利を得るなど）している。寸志醸出者や地底銭の出し手は、町方の富商を除くと、多くは干拓地周辺古村在住の本百姓階層と自立的な小作農民である。彼らの出銭目的は、農業経営規模拡大にあり、熊本領内で商業的農業経営の一般化に先がけた人々であった。

## 五 おわりに

地底銭の発祥経緯は不明である。天保年間に発生し、明治維新の前後には、制度的な終焉を迎えた。近世末期、八代海を臨む農村にあって、激しい階層分化の進展に伴い、勝組となった農民の農業経営規模拡大欲求と、干潟開発権を持つものの、資金的余裕のない官(藩)と私(町閥士族等)それぞれの調達意向とが合致して発生したものとみられる。実質的に活用された期間は、三〇年前後であり、明治維新後に築造された干拓地の記録に、「地底銭」の文言はみられない。

地底銭仕組の消滅原因として、その最大原因は、幕末期特有の政治・社会的動揺があげられよう。天保初年(一八三〇)より慶応元年(一八六五)までの熊本領内の干拓完工件数は<sup>40)</sup>、藩業・私業合計六三件で、年平均一、八件であるが、慶応二年より明治四年までの六年間では、わずかに五件、年平均〇、八件に激減している。これは、天保十四年(一八四三)の高潮の際、領内の干拓地が全域にわ



たり壊滅的打撃を受けた影響もあろう。干拓地の安全性や、修復に伴う莫大な資金需要から、新規開発には慎重にならざるをえなかった。加えて、干拓地の造成には、人・もの・金の大量動員を必要とするので、藩政と社会の不安定により、海辺開発が見送られたと考えてよい。このことが、地底銭仕組衰微の主因であろう。

天保期熊本藩の領内事情として、①農村における階層分化の急進展、②藩庁機関による貨殖の横行、があげられる。こうした背景から、零落農民が増加する一方、富裕農民は土地投資を推進していった。彼らが頭百姓・庄屋など村役人を独占し、さらに手永会所の幹部をつとめ、封建的支配機構の末端を形成していたこともあり、地底銭の仕組は、これらの階層を主役として一定の普及をみたのである。①と②は相互に影響しあう関係で、藩庁のみならず町方・村方においても貨殖行為が横行し、農村部の階層分化は一層の進展をとげた。富裕な農商階層は、身分に関係なく地底銭の仕組により、その資金力をもって、歟下年季や生産性の面で本地地主よりも有利な、干拓地の新田経営者となる契機を得たのである。

## 【註】

- (1) 本田彰男『肥後藩干拓史概説』付年表(一九六七)より集計。  
 (2) 右同。同書には、有明・八代両海の干拓事蹟が時系列でまとめられている。築添新地のとらえ方に限界があり、真相究明は今後の課題である。  
 (3) 明治六年(一八九三)『海邊新地免租延期請願ニ關スル陳情書』(九州近代史料叢書・九輯)熊本県干拓史料(一九六五)。右の陳情書は、旧藩時代重臣家に許可されていた私築干拓地に対する地租免除期間延長についての請願運動趣意書で、熊本県知事宛てに提出された。書中には官築開

(潘費築造)・民築開(私費築造)と表現されている。

(4) 垣塚文兵衛『官職制度考』(『肥後文献叢書』(一)一九七二)一四九頁。

「此府は諸算計の事を換閣し櫃の油を製して鬻之、紙楮を生植し其外諸貨物を交易し、其利を勾會し不慮の度支に備ふ事を掌る」とあり、小物成方同様に幕府の賦課金や不慮の支出に備える目的があった。しかし、文政・天保期には貨殖機関としての様相を呈していた。

(5) 永松家古文書「永松一男家旧記写」八代郡千丁教育委員会蔵。

寛政六年祖父文之丞、種山手水岡中村居住吉田三哲、岡谷川村居住森田惣平、三人組合新牟田沖におゐて新開拓町自助に築立、御屋敷(※筆者註・二の丸細川家)へ差出申度奉願候処、願之通被仰付候に付、一切引受少しも御出方不奉願、同年四月築留申候処：

(6) 「地底銭」文言の表出史料は、崇城大学蔵「伊藤家文書」、熊本県城南町民俗資料館蔵「請新地一紙書抜」、同県不知火町教育委員会蔵「御新地方記録」、前掲註(三)『熊本県干拓史料』収載の受取証文(現物所在は不明)などがあり、関係する干拓地は、いずれも八代海側に所在する。

(7) 文政元年より天保八年まで(一八一八〜三七)杉嶋手永惣庄屋(代官兼帯)をつとめ、奥古開闢・七百町新地築立などに出仕。天保一〇年(一八三九)五六歳で没した。

(8) 『八代市史』近世史料編V(一九九六)松井家文書「先例略記」二二八七頁。

(9) 延納願書の全文  
 奉願寛

潮屋浦御新地

一惣敷九町四反九畝

内

拾貳歩

龍神社床極荒、

壹反九畝拾五歩

但天保十四年卯年掘方被仰付候井手床費地、

壹反九畝

但同年九月塘手破損之所江湖内ニ相成候費

壹反

三町貳反三畝貳拾七步

但岩崎若太殿列請持分

此地底銭

但本行養地之儀、巖窟并江塘際地低三ヶ所にて涸潮之

砌は、潮入ニ相成毛付難成ヶ所々々追て年季請とも取

□□物奉願答ニ御座候間、右畝数地底銭之儀は、暫御

置被置被奉申候様奉願候、

残四町壹反五畝貳拾壹步 當巳年田畑毛付畝、

地底銭六貫目貳百三拾五匁五分 反二百五拾目矩

三貫百拾七匁七分五厘 當暮半高上納被仰付申候様奉願候、

三貫百拾七匁七分五厘 但来午暮迄御延方被仰付申候様奉願候、

右は塩屋浦御新地之儀、一切御出方を以御築立被仰付候ニ付、一反

百五拾目矩之上納御取立被仰付候、奉得其意候、然處地方之儀、夫々開明

出精仕居候内、一昨年之大変にて御新地内数日潮下ニ相成、其後猶開明毛

付仕候得共、當年迄は塩気抜兼、其上田方養水及不足畑方は海原若組を開

明毛付仕候ニ付、睨ト取救方不仕儀ニ御計候為、唯々地底銭悉皆御取立被

仰付候ニ付ては、何連も上納之手段ニ逼り候ハ、正ニ當惑仕居候、此上

兎貳角難奉願儀と御座候得共、當暮之儀田畑毛付畝ニ懸候、半高上納被仰

付、残分は来午暮迄御延方被仰付被申候様奉願候、是又江湖際塩浸畝并巖

窟石原地等は、差寄開明出来兼候分は地底銭取立之見込無御座候間、暫御

置被置申候様奉願候、左候得は御影を以何連も相勸勵農ニ基候様、私共屹

ト差入相唱可申候間、何卒願之通被仰付可候事、此段連名之覚書を以奉願

候、以上、

但神田并井種番付地、無代銭ニ奉願候、

權方 引除方

郡浦新五左衛門殿  
岩崎若太殿

(10) 『本渡市史』(一九九一)六四三頁。「天保四年(一八三三)長崎代官

所による天草の干拓予定地検分がなされ、その事業実施確定分の一カ所平

均面積は、七町七反という零細なものである。

(11) 成松孝滋家文書『請新地一紙書抜』熊本県城南町民俗資料館蔵。

(12) 『三郡御新地雜記』崇城大学渋谷文庫(写本)。

(13) 宇土市教育委員会編『町在四集(永青文庫・細川家史料一九九八)。

右は去ル卯九月高潮大風にて海辺新地損所出来いたし候節、何れ之ヶ

所々々も急場之御普請ニ付、入用之石戸馳石場より取り取出ニ相成、(中

略)又太・岩太兩人は、其御龜崎・塩屋浦両御新地破損所、御普請も引請

...

(14) 藩築開(鹿島尻・龜崎・下住吉・塩屋浦・松橋・日奈久)に、計六八

三町歩、私築開(海浦・今・二ノ丸・新田出・手場・葭牟田・水島・際

崎)計三二五町歩がみられる。

(15) 榎方・小物成方など藩庁機関より、手水会所を通じ在中へ多様な使途

の資金が貸し出された。「五町手水榎方拝借銀一件」(『新熊本市史』史料

編五卷近世Ⅲ・一〇二〇頁)に、災害復旧・畝物仕立・納税・救恤などへ

の事例がみられる。

(16) 鹿子木文書「四百町冲築立新地地方割渡」(熊本県立図書館蔵)によ

れば、安政二年(一八五五)当時「正畝貳町五反、此地底銭六貫貳百五

拾目一反貳式百五拾目矩」の記述があり、「反二〇〇」という表記の一般

化がみられる。

(17)(18) 『御新地方記録』熊本県不知火町教育委員会蔵。

(19) 「松橋尻新地見立目積帳」九州大学農学部図書館蔵。

(20) 浜田家文書「慶応二年諸達控」(『鏡町史』所収一九八二)右新開地

方之内引当を以、大坂表御才覚之儀取組被仰付置候、然処、折角御領内之

弘化二年十二月 御新地請込 政右衛門

右同 藤兵衛

長崎村庄屋 喜平

下長崎村石同 民右衛門

- 地方衆力被尽築立被仰付候を、御才覚引当として余計之地方、他郡之至ニ相渡候儀、甚以残念之至ニ付、少シニても御国中におゐて取計、他所才覚之員數相減候様有之度、依之重畳談候処（中略）：御国中富家之者共出銀願出候ハ、可被召上候、尤今節柄之儀付、被賞之儀ハ、出格之筋ニ被仰付苦候、則被賞段取書相渡置候通ニ候条、右之趣を以、御郡代中支配街郡内富家之者共見込次第誘有之候様、可被申達候：（八代・下益城・宇土三郡地先干拓計画への寸志醸出に關する「達一」である）。
- (21) 伊藤家文書『鹿島尻新地入植願書』崇城大学渋谷文庫蔵。
- (22) 新田開発の場合、その地味が改良され、普通の田地同様に収穫が上がるまで租税を免除することをいう。免税期間は、数年から数十年に及び、熊本藩々宮干拓地においては長短千差万別であり、私築開では原則無税であった。
- (23) (24) 成松孝滋家文書『請新地一紙書抜』熊本県城南町民俗資料館蔵。
- (25) 鹿子木量平『邦君積善記』（『鏡町史』所収一九八二）
- (26) 熊本女子大学郷土文化研究所編『明治前期熊本県農業統計』（一九五四）。
- (27) 熊本県公文類纂三七『尾崎議員出張之即取調書類』（熊本県立図書館蔵）。
- (28) 松井家記録抜粹『海辺新地御布達之趣に付御達』崇城大学渋谷文庫蔵。
- (29) 「官築及民築新地之内華土族所得権ニ係ル分賠償御辞令写」（九州近代史料叢書九輯『熊本県干拓史料』一九六五）。
- (30) 『八代市史』近世史料編Ⅴ（一九九六）松井家文書『先例略記』一四六九頁。
- (31) 菊池利夫『新田開発』下巻（一九五八）五三七頁。
- (32) 上妻博之『細川藩災害損毛史』（『熊本史学』十八号一九五九）。
- (33) 細川藩政史研究会『熊本藩年表稿』（一九七四）。
- (34) 『御勝手向志良遍』写本（熊本県立図書館蔵）。
- (35) 熊本女子大学郷土文化研究所編『肥後藩の政治』（一九五六）二二七頁。
- (36) 横井小楠『時務策』（日本史籍協會編『横井小楠關係史料』）所収一九三八）。
- (37) 米価の暴騰と御銀所預（銀札）の濫発で辛くも支えた財政であった。天保七年以来数年間、全国的な凶作が続き、米価が暴騰して、「天保三年錢百目に付、七斗九升天保七年錢百目に付、五斗三升八合、天保九年錢百目に付、四斗七升五合」（『御相場控帳』）と推移し、藩は年貢米の大半を大坂へ廻米して巨額の利益を得た。藩内を飢饉に陥れた凶作のおかげで一時的に財政危機を脱した。この時期、富裕農民らの土地集積は、零落農民の急増により一層の進展をみる。
- (38) 『新熊本市史』史料編五官近世Ⅴ（一九九八）一〇六四頁。
- (39) 長尾重喬・安政八年『農稼録』（『日本農書全集』二三卷一九八一）。
- (40) 渋谷敏実『肥後藩の干拓史』前編（一九五四）。